

令和5年1月19日改正  
令和5年1月19日適用

## 「新型コロナウイルス感染症対策に係る斎場の運用基準」の改正について

瑞浪市経済部環境課

令和3年2月1日から適用（令和4年11月1日改正）の「新型コロナウイルス感染症対策に係る斎場の運用基準」について、次のとおり改正します。

なお、民間施設等での通夜、葬儀等においても、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症等により亡くなられた方及び疑いのある方の処置、搬送、葬儀等に関するガイドライン」を遵守した対応をお願いします。

### 1. 利用の区分

斎場のご利用については、次のとおり区分することとします。

- ① 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方（以下「感染症死亡者」という。）の場合
- ② 前①に該当しない亡くなられた方（以下「一般死亡者」という。）の場合

### 2. 死亡届及び火葬許可申請

#### (1) 申請等窓口

感染症死亡者	一般死亡者
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民課</li><li>・ 休日夜間受付</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民課</li><li>・ 休日夜間受付</li><li>・ コミュニティーセンター</li></ul>

#### (2) 市外の感染症死亡者の申請

他の自治体において火葬ができない正当な理由があり、その自治体または県を通じて本市に火葬の要請があった場合で、本市の火葬業務に支障がないと認められる場合は申請を受け付けます。

また、本市の斎場を使用する理由に妥当性が認められる場合も申請を受け付けます。

#### (3) 火葬までの時間

感染症死亡者には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法

律」第30条第3項が適用されるため、死亡後24時間以内の火葬が可能です。ただし、義務ではありません。

#### (4) 火葬の開始時間

一般死亡者と同様に8時30分から14時30分までの時間枠を指定できます。

### 3. 斎場での受付手続き

感染症死亡者の斎場での受付手続きは、葬祭事業者のほか、火葬場使用許可申請者等のご親族の方でも可能とします。

なお、火葬場使用許可申請者において会葬者を把握しておいてください。

### 4. ご遺体の処置等

感染症死亡者のご遺体は、適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずることにより、通常の場合は納体袋に収容する必要はなくなります。詳しくは、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症等により亡くなられた方及びその疑いのある方の処置、搬送、葬儀等に関するガイドライン」をご参照ください。

### 5. 施設利用

#### (1) 感染対策

国や県の行動指針等に従い、基本的な感染対策の徹底をお願いします。

発熱や風邪等の症状のある方や体調がすぐれない方は、会葬をご遠慮ください。また、入場時には、備え付けの体温計による検温、手指のアルコール消毒をお願いします。体温が37.5℃を超える方の入場はお断りします。

#### (2) 火葬の会葬者の人数

感染死亡者、一般死亡者の火葬ともに30名以内での利用にご協力ください。これは、待合室ロビーの席数等を考慮したものです。

#### (3) 諸室の利用

停止していた葬祭室、和室(3室)、霊安室の利用を再開します。

##### ① 葬祭室

常設してある席数(60席)を超える人数の利用はできません。会葬者が多くなると予想される場合は、一般と親族の会葬時間を分けるなどの対応をお願いします。

② 和室

1室あたり10名が目安となります。利用人数に合わせ、余裕を持った部屋数をお申し込みください。飲食については可能です。

③ 待合室ロビー

ペットボトルや紙コップ等での水分補給はできますが、食事はできません。

④ その他

- ・ごみは全てお持ち帰りください。
- ・急須、湯飲み茶わん等は利用できません。ペットボトルのお茶、紙コップ等でご対応ください。

6. 濃厚接触者の参列等

濃厚接触者の火葬、葬儀への参列は原則ご遠慮ください。最後のお別れの場として、火葬のため斎場に到着した屋外（ポーチ）にてお顔を見る場を確保することは可能です。

ただし、参列を強く希望される場合は、発熱や風邪等の症状がなく、事前の検査で陰性であることを確認していただいた上で、基本的な感染対策（三つの密（密閉・密集・密接）を回避する、人と人との距離を確保する、マスクを着用する、手洗いや手指消毒を行う、等）を徹底してください。